大阪市住之江区社会福祉協議会　行動計画

　職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　2023年8月２０日～202６年８月１９日までの３年間

２．内容

目標１：　202６年８月１９日までに、労働者の年次有給休暇の年間平均取得率を８０％以上とする。

＜取り組み内容＞

令和５年　８月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和５年　９月～ 年次有給休暇の取得促進のためのチラシを作成する。

令和５年１０月～ 掲示等により全社員へ周知する。

令和５年１０月～ 各部門管理者が年次有給休暇の取得を常に把握し、業務繁忙期を除き適宜職員へ休暇の取得を勧奨する